

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

暗号資産に関する税務透明性のための OECD 枠組み

2022年4月6日

近年、様々な投資、金融活動に暗号資産の利用が増えている。一般的な金融商品と異なり、従来型の金融機関を経由せず保有、移転が可能であることから、CRS等の税務透明性の仕組みでは対応できないことが各国政府において問題視されている。このような背景から、G20は、OECDに対して、暗号資産についても自動情報交換の枠組みを作成するよう求めた。

2022 年 3 月 22 日、OECD は「Crypto-Asset Reporting Framework and Amendments to the Common Reporting Standard」(暗号資産報告の枠組み及び共通報告基準 (CRS) の改正)に関するコンサルテーションドキュメントを公表した。

当該書面は、2 部構成となっており、第 1 部では、限定的な行政 監督の対象である暗号資産サービス提供者に対して新たに非居住 ユーザーに関する報告義務を課すためのルールとして、Crypto-Asset Reporting Framework(新しい暗号資産報告の枠組 み、以下「CARF」)が記されている。第 2 部では、2014 年の導入 から 7 年が経過した CRS に、初めての包括的なレビューが実施さ れ、今後デジタルマネー商品や暗号資産を参照するデリバティブな どのデジタル金融商品を適用対象とすることなどを含む修正案が 記されている。

パブリック・コメントの期限は 2022 年 4 月 29 日である。 なお、コメントはコンサルテーションドキュメントの中に記載されている質問に回答する形式となり、 email にて提出する。 また、2022 年 5 月末までにパリにおいてパブリックミーティングの開催が予定され、その後政府間協定の枠組み、報告、交換の技術的なソリューションに関するルールとコメンタリーを公表したうえで、OECD は、2022 年 10 月までに最終化し、インドネシアで開催される G20 での報告を予定している。

1. CARF

同文書には、CARF に賛同する国は国内法を制定し、以下のとおり定義される「暗号資産サービス提供者」による報告のためのルール案が含まれる:

交換取引の取引相手または仲介人の役割を果たすことによるか、あるいは取引プラットフォームを利用可能とすることによるなどにより、顧客のために、またはその代理で交換取引を実施するサービスを事業として提供する個人または事業体

当該サービス提供者は、報告対象者を特定し、氏名、住所、居住地国、納税者番号、出生地、生年月日等の情報、さらには事業体の場合には実質的支配者の情報に加えて、暗号資産の名称、支払額・受取額合計、及び取得・処分された暗号資産の総公正市場価格を含む、当該サービス提供者の暗号資産ユーザーに関する情報の年次報告を義務付ける。ウォレットアドレス < 訳注:暗号資産における銀行口座番号に当たるもの > の報告もまた、サービス提供者が暗号資産をその報告対象となるユーザーからプラットフォーム外のユーザーへ送信した場合、義務付けられる。この報告を実施するため、暗号資産ユーザーの適切な本人確認書類のための本人確認手続きについても概述されている。

なお、CARF は、顧客サービスの一環として使われるポイントや、航空機マイル等、限定的な範囲で使用されものは暗号資産から除外されるとしている。また、政府が発行するデジタル通貨については、通貨と同様のものとして、CARFの対象ではなく、CRSにて対象とされることが想定されている。

2. CRS

当文書には、CRS の修正案が記されており、この修正案では、CRS の範囲を拡大する傾向となっている。

主な項目は以下のとおり。

- ➤ 顧客の観点から従来の銀行口座に機能的に類似しているとみなされることから、電子マネーや中央銀行デジタル通貨を CRS の対象とするため、新しく特定電子マネー商品 (Specified Electronic Money Product) の定義を追加するとともに、それらを取扱う預金取扱機関及び預金口座の定義を変更する
- ➤ 金融資産の定義に暗号資産を参照するデリバティブを含める
- ▶ 暗号資産の直接取引及び保有以外に、投資家は代替としてファンド及びその他の資産運用ビークルを通じて暗号資産に投資できるが、このようなファンドやビークルは現在の CRS では投資事業体(Investment Entity)の定義には該当しないため、投資事業体の定義を拡大し、暗号資産への間接投資を対象に含める
- ➤ CRS で定義される金融資産が暗号資産の形で発行される 可能性もあることから、CRS と CARF の間の重複報告を避け るための調整規定を追加する

報告対象口座データのより円滑な活用のため、支配者の役割(持分保有者なのか管理的役割を有する者なのか)、口座区分(新規または既存)、自己宣誓書類取得の有無、共同口座保有への該当の有無、金融口座の区分(預金、カストディ、資本・負債持分、保険)を報告項目に追加する

またその他金融機関への負担軽減を目的とする CRS 本人確認 手続き及び報告要件に関する全般的提案もある。

おわりに

今回の CARF 及び CRS 修正に関する公表は、今後日本の金融機関、ファンド、暗号資産交換業者への影響が大きいため引続き動向に留意していきたい。なお、ほぼ同時期に米国財務省は2023 年会計年度の歳入案概説書(通称グリーンブック)を公表し、その中で今後 FATCA 制度において協定参加国とデジタル資産に関する情報を交換することを目的に、2024 年以降は米国金融機関に米国非居住者や米国非居住支配者を有する投資事業体によるデジタル資産の取引情報を報告することを明確化するよう法令を整備する意向を示している。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。 www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト ト−マツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohmatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマッコーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して "デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/ip/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンパーおよびそれらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、 税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 5008の約9 割の企業や多数のブライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001